

正会員各位

Zentokkyo Monthly Report 2021年7月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p>人材育成委員会 /WEB 研修講座 WG/加工技士教材検討打合せ</p> <p>日 時：7/8 (金) 14:00～16:00 於：大阪・鐵鋼會館會議室 出席者：6名</p> <p>内 容：①第1回加工技士教材検討委員会議事録報告について ②加工技士の教材検討について ③次回打合せ日程について</p> <p>第24回広報委員会</p> <p>日 時：7/14 (水) 15:30～17:00 於：名古屋・安保ホール會議室 出席者：5名</p> <p>内 容：①広報誌「すていーる 74号」の記事校正確認等について ②広報誌「すていーる 75号」の記事内容等について ③2021年度事業計画及び予算について ④次回委員会日程について</p> <p>第21回経営効率化委員会</p> <p>日 時：7/26 (月) 15:30～17:00 於：大阪・鐵鋼會館會議室 出席者：8名</p> <p>内 容：①前回経営効率化委員会の議事録報告について ②2020年度玉掛講習会の補助金支給実績について ③2021年度事業計画及び予算について ④2021年度の全国ボウリング大会開催について ⑤新電力を活用した電気料金の削減について ⑥次回委員会日程について</p>
東京支部	特になし
大阪支部	<p>説明会 (特殊鋼倶楽部共催)</p> <p>日 時：7/14 (水) 15:00～16:00 於：オンライン</p> <p>内 容：2021年度第2・四半期特殊鋼需要見通しについて</p> <p>講 師：経済産業省製造産業局金属課 谷内愛氏</p>
名古屋支部	<p>内外交流部会</p> <p>日 時：7/6 (火) 11:00～12:00 於：オンライン 出席者7名</p> <p>内 容：以下の実施有無についての検討</p> <p>①賛助会員との交流会について (9/17 実施)</p> <p>②優良企業見学会について (昨年度延期分実施)</p> <p>③工場見学会 (中止)</p> <p>④中日本ブロック事業 (中止)</p> <p>人材育成部会</p> <p>日 時：7/14 (水) 11:30～13:30 於：グランコート名古屋 出席者9名</p> <p>内 容：以下の議題についての報告・検討</p> <p>①各研修・検定担当決定</p> <p>②特殊鋼販売技士2級以降の講義時間変更について</p> <p>③販売技士販売加工技士申込方法変更について</p> <p>④事務局レイアウト変更中間報告について</p> <p>⑤セルフ・キャリアドック制度無料体験説明</p>
東北支部	特になし
北関東支部	特になし
静岡支部	特になし
中国支部	特になし
九州支部	特になし

【事務局だより】

1. 第5回全国ボウリング大会延期について

第5回全国ボウリング大会は、広報誌「すてい〜る74号」に“10/16開催を目指しています”と掲載しましたが、8月以降の新型コロナウイルス（特にデルタ株）のさらなる感染拡大において10月中旬の鎮静化は難しいと判断し2022年1-3月以降に延期とさせていただきます。

2. 経済産業省総務課より【周知依頼】

①新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言及び出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）等に関する周知のお願い

令和3年7月8日に開催された新型コロナウイルス政府対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました（下記資料1及び資料2参照）。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されております（資料3参照）。つきましては、大変お手数でございますが、会員企業への周知を何卒よろしくお願い致します。

<参考資料>

【資料1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210708.pdf

【資料2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210708.pdf

【資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年7月8日変更））

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210708.pdf

また、出勤者数の抑制について、これまでも、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、会員企業様への呼びかけにご協力頂きありがとうございます。

上記のご連絡の通りではございますが、7月12日から8月22日までを期間として東京都が「緊急事態措置区域」追加されるとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されております。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）について、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県において7月11日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。新規陽性者数については、全国の多くの地域において減少しているものの、特に東京を中心とする首都圏では増加が続いており、感染の再拡大が強く懸念されています。

また、関西圏においても、特に大阪府で滞留人口の増加傾向が続くと、感染の再拡大に向かうことが強く懸念され、警戒が必要な状況です。こうした状況を踏まえ、引き続き、平日の日中の人流抑制が重要となります。つきましては、大変お手数でございますが、テレワークの実施に関しても会員企業様への周知をお願いいたします。

1. 緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年7月8日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていること。

2. 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）において、「職場への出勤等については、引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていること。

3. 重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とされていること。

4. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推奨していること。

5. 令和3年5月12日付事務連絡「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」及び令和3年5月27日付事務連絡「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」でも依頼させていただいており、既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。

◇経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

また、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

◇ I T 導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

◇ I T 活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

◇ 国税庁 F A Q（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

<参考資料>

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年7月8日変更））P33～34

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210708.pdf

② 抗原簡易キットを購入する場合の報告のお願い

先般、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」について周知させていただいたところですが、本実施手順の中で、「事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キットを入手する」と記載がございます。

こうした中、事業者様における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用するため、当面の間、事業者様が抗原簡易キットを購入する場合、購入個数等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室宛てにご報告いただきたいとのことです。

つきましては、抗原簡易キットを購入する場合、以下報告用リンクから質問事項に御回答いただくよう会員企業様へご周知いただけますと幸いです。なお、本報告は、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が現状把握を行う際の参考としてお願いするものであり、報告の有無は、抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。

○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は5問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書にかかる関係団体への周知について

令和3年7月26日（月）から、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請が町村において受付開始されることに伴い、その内容についてのご連絡でございます。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は海外渡航用の証明書であり、渡航先の入国時に接種証明が利用できる場合に限り申請いただくものですが、海外ニーズの高い関係団体・企業様がいらっしゃいましたらご周知の程よろしくお願い致します。

詳細は、下記厚生労働省のホームページに記載がございます。

■厚生労働省のホームページ

<海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

④ 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等と出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

令和3年7月26日（月）から、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請が各市町村において受付開始されることに伴い、内容についてのご連絡でございます。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は海外渡航用の証明書であり、渡航先の入国時に接種証明が利用できる場合に限り申請いただくものですが、海外ニーズの高い関係団体・企業様がいらっしゃいましたらご周知の程よろしくお願い致します。

詳細は、下記厚生労働省のホームページに記載がございます。

■厚生労働省のホームページ

<海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

3. 経済産業省金属課より【周知依頼】

① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係るご協力をお願い

東京都等では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通対策として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う取組を推進する「2020TDM推進プロジェクト」を実施しています。

別添「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係るご協力をお願い」及び「中小企業・商店街の皆様へ」の取組につき、改めてご確認いただきますとともに、ご協力をお願いいたします。

【TDM実施期間（道路交通）】8月24日（火）～9月5日（日）

TDM推進プロジェクトに関しましては、以下のウェブサイトにて情報発信を行っております。

混雑状況や交通対策の情報に関しましてはこちらをご覧ください。

【2020TDM 推進プロジェクト ウェブサイト】

<https://2020tdm.tokyo/index.html>

大会期間中の円滑な交通に関しまして、ご協力のほどよろしくお願いたします。

②飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について

今般、飲酒運転の防止に関連した自動車の使用者の義務や安全運転管理者が行う業務に関して、警察庁及び国土交通省から周知が参りました。

つきましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、添付の資料を踏まえ、貴団体傘下の事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

【背景】

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故について、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。それを受けて、各府省庁に対して、所管する事業に係る業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、所管する事業者やその関係する事業者に対する幅広い周知の依頼が参った次第です。

③セーフティネット保証5号の対象業種（令和3年8月1日～12月31日）

セーフティネット保証5号に係る業況調査にご協力いただきありがとうございます。

中小企業庁 HP に 8/1～12/31 の対象業種が公開されましたのでご報告いたします。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210726_5gou.html